

確定申告

令和6年度 確定申告・市県民税申告

～混雑緩和のため郵送・市民交流センター預かり、電子申告のご利用を～

●所得税等について/洲本税務署 ☎ 24-1212 市・県民税について/税務課 ☎ 43-5213

受付期間
2月16日(金)～3月15日(金)



南あわじ市
ホームページ



国税庁
ホームページ

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に得た所得金額を総決算し、その所得の合計額について納める税額を計算して申告する手続きです。源泉徴収や予定納税で納めた税額があるときは算出した税額との過不足を清算します。

確定申告が必要な人

- ① 所得税等が発生する次の人は申告が必要です。
 - 事業・農業・不動産などの所得がある人
 - 保険の満期金や不動産等の売却収入等がある人
 - 給与所得者は、年末調整により所得税等が清算されるため、申告は不要ですが、次の方々は、申告が必要です。
 - ・ 給与の収入が2000万円を超える人
 - ・ 給与を1カ所から受けている人で給与所得や退職所得以外の所得金額(農業所得など)の合計が20万円を超える人(20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です)

確定申告をすれば所得税等が戻る人

次のいずれかに当てはまる

- ② 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある人
- ③ 有書鳥獣駆除の補助金収入も所得になります
- ④ 公的年金等の受給者のうち、公的年金等の収入金額が400万円を超える人。公的年金等に係る所得以外の所得が20万円を超える方(20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要です)
- ⑤ 災害や盗難にあった人
- ⑥ 多額の医療費を支払った人
- ⑦ 国や地方公共団体等に寄附をした人
- ⑧ 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した、または増改築をした人
- ⑨ 年末調整していない控除額がある人

市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得がある人は申告が必要です。ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- ・ 令和5年分所得税の確定申告書を提出した人
- ・ 令和5年中の所得が、1カ所からの給与または公的年金などで、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。源泉徴収税額のない場合には、還付される税金はありません。なお、給与所得者や、公的年金等に係る所得がある人で確定申告の必要のない人が還付申告する場合は、その他の各種の所得も申告が必要で

給付金や助成金も申告が必要です

農業や各種の事業等で、国等からの助成金をもらっている場合は、事業(農業)所得の雑収入または雑所得(業務)の収入に該当しますので申告が必要です。

雑所得(業務)と事業所得の区別の見直し

事業所得(営業・農業)と雑所得(業務に係る雑所得)については、その所得を得るための活動の規模や営利性によって判定されます。その所得の収入が僅少の場合などは事業所得に区分されません。業務に係る雑所得に区分され

郵送や市民交流センターの預かりサービス

申告に必要な用紙は、市民交流センター、市役所本庁舎に設置しています。ただし、市民交流センターには、申告書、農業・営業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除明細書、添付書類台紙、申告手引書のみ設置しています。これらの書類以外は、市役所本庁舎または洲本税務署に設置しています。また、ホームページ(国税庁または市役所)から用紙を印刷することもできます。

出来上がった書類は、市民交流センターの預かりサービスとして市役所税務課(洲本税務署)へ引き渡します。洲本税務署への転送期間は2月16日～3月8日のみ。市民交流センターでは、提出書類の点検や説明は行いません。

パソコンでの申告書作成や、電子申告e-Taxについては、国税庁ホームページをご覧ください。

郵送する場合の宛先

- ▽所得税
 - 〒661-8522 尼崎市 若王寺3丁目11番46号
 - 大阪国税局業務センター 阪神分室(洲本税務署担当)宛

▽市・県民税
〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市役所税務課宛

この機会に「e-Tax」を始めてみよう

パソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用することで、所得税の申告書を作成し、簡単に提出することができます。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバー連携を行うことで医療費控除や寄附金控除、株式等に係る譲渡所得等が自動入力されます。令和5年分の確定申告からは「給与所得の源泉徴収票」「国民年金基金掛金」「iDeco」「小規模企業共済掛金」が連携機能に追加されました。

マイナンバーカードとの連携ですますます便利になるe-Taxをぜひご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。解説動画も公開しています。

- 洲本税務署 ☎ 24-1212
- e-Taxヘルプデスク ☎ 0570-01-5901

確定申告に必要なもの

対象者	必要な書類 (提示またはコピーの提出)	
すべての人	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ※お持ちでない人は、マイナンバーを確認できる書類(通知カードか住民票等)と身元確認書類(運転免許証かパスポート等) ※マイナンバーは、申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者および相続人の記載が必要 ・ 還付金がある人は、申告者名義の口座番号がわかるもの ・ 確定申告の利用者識別ID・パスワード(お持ちの人) ・ 前年分の申告書の控え(お持ちの人) 	
右の所得のある人	給与、公的年金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票 ※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行 ☎ ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
	事業、農業、不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計算書、帳簿など(あらかじめ作成しておいてください) ・ 畜産農家の人は、令和5年中の飼育牛(子牛も含む)の生年月、異動状況などを整理した牛台帳、売却証明書
	雑、一時所得	収入・経費が分かる書類
右の控除を受ける人	医療費控除	医療費控除の明細書(医療等を受けた人、医療機関ごとに集計しておいてください)、医療費通知「医療費のお知らせ」等
	社会保険料控除	国民年金、国民年金基金の保険料を支払った人は、国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書 紛失した人や届いていない人は再発行を受けてください。 ☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004
	生命保険・地震保険料控除	支払保険料の証明書
	寄附金控除	寄附金領収書等
	障害者控除	障害者手帳等
住宅借入金等特別控除	登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等	

(次のページに続く)